

◎岩手県議会基本条例（条例第72号）

- 1 岩手県議会の役割及び活動方針並びに議員の活動及び活動方針を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が、その果たすべき役割を全うし、県民の負託にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 議会の役割及び活動方針について定めることとした。（第2条関係）
- 3 議員の活動及び活動方針について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県民意向の県政への反映について定めることとした。（第4条関係）
- 5 県民参加の機会の充実等について定めることとした。（第5条関係）
- 6 本会議及び委員会の公開について定めることとした。（第6条関係）
- 7 広聴広報活動の充実について定めることとした。（第7条関係）
- 8 情報公開の推進について定めることとした。（第8条関係）
- 9 知事等との関係の基本原則について定めることとした。（第9条関係）
- 10 監視及び評価について定めることとした。（第10条関係）
- 11 政策立案及び政策提言について定めることとした。（第11条関係）
- 12 定例会の回数について定めることとした。（第12条関係）
- 13 本会議及び委員会の運営について定めることとした。（第13条関係）
- 14 会派について定めることとした。（第14条関係）
- 15 議会の機能の強化について定めることとした。（第15条関係）
- 16 政策条例の会派共同提案について定めることとした。（第16条関係）
- 17 制度の積極的活用について定めることとした。（第17条関係）
- 18 研修及び調査研究について定めることとした。（第18条関係）
- 19 政務調査費について定めることとした。（第19条関係）
- 20 県政調査会について定めることとした。（第20条関係）
- 21 議員連盟について定めることとした。（第21条関係）
- 22 議会改革の推進について定めることとした。（第22条関係）
- 23 政治倫理について定めることとした。（第23条関係）
- 24 資産等の公開について定めることとした。（第24条関係）
- 25 定数について定めることとした。（第25条関係）
- 26 議員報酬及び費用弁償について定めることとした。（第26条関係）
- 27 議会事務局について定めることとした。（第27条関係）
- 28 議会図書室について定めることとした。（第28条関係）
- 29 他の条例等との関係について定めることとした。（第29条関係）
- 30 検討について定めることとした。（第30条関係）
- 31 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわての水を守り育てる条例（条例第73号）

- 1 本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水を大切にする気運の醸成を図り、もって水環境の保全及び水資源の確保に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 用語の意義について定めることとした。（第2条関係）

- 3 基本理念について定めることとした。(第3条関係)
- 4 県の責務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 市町村の役割について定めることとした。(第5条関係)
- 6 事業者の責務について定めることとした。(第6条関係)
- 7 県民の役割について定めることとした。(第7条関係)
- 8 水環境の保全及び水資源の確保に関する事業について定めることとした。(第8条関係)
- 9 効率的で持続的な水の利用に関する事業について定めることとした。(第9条関係)
- 10 水の有効利用に関する事業について定めることとした。(第10条関係)
- 11 水の価値の再認識のための事業について定めることとした。(第11条関係)
- 12 事業者の自主的な情報提供の促進について定めることとした。(第12条関係)
- 13 市町村への支援について定めることとした。(第13条関係)
- 14 財政上の措置について定めることとした。(第14条関係)
- 15 実施状況の公表について定めることとした。(第15条関係)
- 16 施行期日

この条例は、平成21年7月1日から施行することとした。(附則関係)